

公共の福祉・職務命令・思想と良心

きのう2月27日、君が代伴奏拒否訴訟で、最高裁が判決を出した。伴奏命令は合憲、原告の小学校教諭を敗訴とした。

問われたのは、個人の思想・良心の自由という「基本的人権」と「公共の福祉」の関係だと、わたしは思う。

「公務員は全体の奉仕者で、思想・良心の自由も職務の公共性を理由に制約される」。これが一・二審の判断だったが、最高裁の判断も同じということだ。「思想・良心の自由」と「公共性」の関わりという、極めて大事な問題。

関連して、教育委員会の通達に縛られた校長の職務命令に、それが個人の思想・良心を侵害するものであっても絶対に服従しなければならぬのか、という個人の尊厳の存立が問われる問題。

「ピアノ伴奏を求める職務命令がただちに教諭の歴史観や世界観を否定するものではない。思想・良心の自由を侵して憲法に反するとはいえない」。この最高裁の判断は、私の常識では、屁理屈でしかない。

国歌・君が代は、天皇と天皇制を称揚していて、国民が主権者である日本国の国歌として極めて不適切。加えて、かつて至高の政治権力者・最高の軍事責任者として君臨した天皇の命令で侵略戦争を発動し、いまなお続く惨禍をもたらしたのに、天皇の戦争責任は免罪され、戦後の短期間を除いて政府が「再び戦争の惨禍を起こす」道を邁進してきた事実を直視すれば、「君が代」が安倍首相の「美しい国へ」のBGM的行進曲であることも明白なのだ。

こういう「歴史観や世界観」を持つ個人が、伴奏であれ「君が代」を演奏する意志は持ち得ないし、演奏を命じられれば拒絶するのが自然だ。命令に従わなかったとして処罰するのは不当なのだ。この教諭の思想・良心が罪に値するというのは、まさにフアシズムの論理なのだ。この判決を出した裁判官たちの人権感覚・憲法感覚を憂慮せずにはおれない。

『毎日新聞』の28日付「社説」は、「学校教育現場の視点からいえば、この判断を絶対的な物差しにすることには無理がある」と書く。『お墨付き』にしてはいけない」と警告しているつもりだろうが、なぜ国民全体の基本的人権の視点から、日本国憲法の視点から論じないのか。問題を矮小化しているのが、怖い。

「解説」で、「内心より客観性重視」、「理不尽な強制が許されないことは当然だろう」と書くが、ここにも凜とした人権感覚、牢固とした憲法感覚

は感じられない。行政ばかりか司法までが日本国憲法の原理・精神から逸脱を深めているのに、権力の監視者・社会の木鐸の、この弱腰の言論は恐ろしいことだ。まさに、いまは「有事＝戦争体制」下にあるということだ。この体制下で真っ先に殺されるのは真実だ。

「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」。憲法第15条だ。「全体」とは何か？ 英文では「the whole community」だ。「コミュニティ」とは「地域共同体・地域社会・生活共同体・一定の地域に居住し、共属感情を持つ人々の集団」ということだろう。つまりは住民全体、国民全体のことだろう。

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならぬ」。

地方公務員法第30条だ。「公共」とは住民・国民・人民のことだ。英語のパブリックとピープルは語源が同じだ。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを乱用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」。憲法第12条だ。

思想・良心の自由も、人民全体のために利用しなければならぬのだ。

国民主権・基本的人権・戦争放棄・地方自治などを基本にするこの憲法を「尊重し擁護する義務を負ふ」のは、「天皇・国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」であるのだ。憲法第99条に明記してある。

那須弘平裁判官は「学校単位で裁量による統一的な意思決定」を言う。「校長の裁量」なるものが、教育委員会の強権に屈して、あるいは職員会議の意思を無視してのものであるとき、「統一的」とは「専断的」「独裁的」を意味する。その結果の「統一」で圧殺されるのは、正義であり自由であり、少数者の正論は無視される。「公共」は、もはや人民・国民ではなくなり、「お上・教育委員会・文部科学省・内閣・総理大臣」という「公」になり、「公務員」は、政府への奉仕者と化するのである。さらに言えば、公務員は「お上」の命令に黙々と従う「機械・装置」と化してしまうのである。

「校長の職務命令が、公務員の基本的人権を制限するような内容のものであるとき、人権の重みよりもなお校長の指揮権行使の方が重要なのか」が問われなければならない」とする藤田宙靖裁判官が存在することで、からくも、民主主義への希望が繋げる。